

第十三回 参議院内閣委員会會議録第五十六号

昭和二十七年七月十四日(月曜日)午後二時四十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君

理事 鈴木 直人君

委員 中川 幸平君

成瀬 幡治君

岡田 信次君

藤尾 龍一君

楠見 義男君

竹下 豊次君

江田 三郎君

上條 愛一君

波多野 鼎君

栗栖 越夫君

松原 一彦君

三好 始君

野田 一卯一君

建設大臣

電波監理長官 長谷 慎一君

行政管理庁次長 大野木克彦君

行政管理庁 中川 融君

地方自治 藤野 繁雄君

地方自治 松村 清之君

地方自治 佐藤 達夫君

法制意見長官 今村 忠助君

文部政務次官 小林 行雄君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君

会専門員 藤田 友作君

常任委員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

会専門員 藤田 友作君

局設置法案、調達庁設置法の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、資源調査会設置法案、内閣提出・衆議院送付)

○調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○資源調査会設置法案(内閣提出・衆議院送付)

○法務府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

諸君に申し上げますが、本日会議に付します法律案は、過日來懇談会を開きまして、いろいろ申合せの結果、結論を得たもののうちで、すべて修正案があるものでありますから、修正案のきておりますものを順次議題にいたしたいと考えます。それで、それほどの法案であるかと申しますれば、法制

局設置法案、調達庁設置法の一部を改正する法律案、文部省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、労働省設置法の一部を改正する法律案、建設省設置法の一部を改正する法律案、資源調査会設置法案、内閣提出・衆議院送付)

○調達庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○資源調査会設置法案(内閣提出・衆議院送付)

○法務府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) 只今申上げましたのは、完全に審議のできるのを申上げました。従いまして今晩相当時間をかけてやりますれば、又修正案ができて来るものもあると考えますので、その場合にはやはり議題に載せたいと考えます。

次に申上げたいのは、各案に對しまして、これから審議に入るのではありませんが、審議に入る前に諸君において議事上協議する事項がありますれば、御協議を願つてはどうかと考えます。

○楠見義男君 私は審議をできるだけ速かに、又円滑に進行させるといふ趣旨からいたしましたして、実は先ほど委員

長からもお述べになりましたように、本日の会議に付する案件は大体懇談会で各派の意向の取りまとまつた案件ばかりでありまして、従つてその意向の取りまとまつたところに従つて修正案が出されておる件につきましては、進行上これは一つ／＼十七件に亘つて討論採決をやつておると大変だと思つたのですが、そこで共同修正案、各派漏れなく参加しての共同修正案、この提出されておる案件について反対のことは、各派の態度として反対のことは別であります、そうでなければ、この修正案についての討論は省略して採決に入つて進行して行く、こういうようなこととして頂ければ非常に進行が早いんじゃないかと、こう思いますので、この点について懇談でも結構であります、お諮りを頂きたいと思つた。

○委員長(河井彌八君) 楠見君の御発議であります、共同の修正案についてはもう討論を、それはなお併し討論をなさることはやめるわけに行きませんが、できれば省略して行つてはどうか。こういう御意見でございます。

○中川幸平君 一括上程してもらつて、そうして楠見君の言われたごとく簡単な討論に収めて、そうして採決を、一括したいものがあれば何回かに分けて採決してもらつてという程度で一つお願いしたいと思つた。

○三好始君 私は楠見委員の提案に強いて反対はいたしません、こういうふうにするのも一つの案だと思つた。

○委員長(河井彌八君) 私は楠見君の御意見もありませんが、共通点はもうすでに委員諸君が御承知でありますから、各案を審議いたしまして、そうしてきめてというふうな、只今の御意向で伺いますと、そう大した事故なく済むのではないかと、特に三好君のは或る案についてはやはり修正意見をお述べになる心持かも知れませんが、その場合にはやはり意見を述べて頂きます。

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

す。それは数件の法律案を順次問題にいたしました、これらは一応共通的な考え方に立つての法案でありますので、各派の意見を一つ／＼の法律案についてではなくして、全体について共通な意見として一括して簡単に討論するということ、一つ／＼については討論をしないという程度で進めてもいいんじゃないか、こういう感じもいたします。

○波多野鼎君 議事を成るべく早く進めて、夜は七時頃で打切つてもらいたいと思つた。討論は私のほうは反対の意見があつても、これは本会議で十分やりますから、委員会ではこの点は反対ということだけで私は進めて行きたいと思つておりますから、段々順次にやつて行かれたほうが早いんじゃないですか。この点どうですか、多数なら多数で……。

○委員長(河井彌八君) 私は楠見君の御意見もありませんが、共通点はもうすでに委員諸君が御承知でありますから、各案を審議いたしまして、そうしてきめてというふうな、只今の御意向で伺いますと、そう大した事故なく済むのではないかと、特に三好君のは或る案についてはやはり修正意見をお述べになる心持かも知れませんが、その場合にはやはり意見を述べて頂きます。

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案

○委員長(河井彌八君) それじやさうにいたしません。それから次には各案



憾だと思ひます。で、調達庁の機構の問題は、連合軍側との話し合いが付いてから遅くないという見地を持つておりますから、原案並びに修正案に反対いたします。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がありませんならば、本案を採決に付したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは調達庁設置法の一部を改正する法律案、修正案が出しております。修正案を含めて賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。よつて調達庁設置法の一部を改正する法律案は只今の修正案を込めて議決せられました。

○委員長(河井彌八君) 次に、文部省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。これも修正案が提出されております。杉田専門員からこれの朗読を求めます。

○専門員(杉田正三郎君) それでは……

文部省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条の改正規定中「改め、同条第二項を削る。」を「改める。」に改める。

第十二条の改正規定に次の一項を加える。

2 教育施設部においては、前項第十一号から第十五号までに掲げる

事務をつかさどる。  
第十二条の次に一條を加える改正規定中第十三条に次の一項を加える。

2 教育施設部においては、前条第二項に定めるものの外、その所掌事務につき前項各号に掲げる事務に相当する事務をつかさどる。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

○委員長(河井彌八君) 本案について御意見のある諸君は御意見の御陳述を願ひます。

○成瀬幡治君 修正案に賛成です。

○委員長(河井彌八君) 連記をとめて……

〔連記中止〕

○委員長(河井彌八君) 連記を始め……それでは文部省設置法の一部を改正する法律案は、只今朗読いたしました修正を加えて議決すべきものと決定いたしました。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さように決します。

○委員長(河井彌八君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましても修正案が提出されております。杉田専門員に朗読をいたさせます。

○専門員(杉田正三郎君) それでは朗読いたします。

厚生省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条の改正規定中「改め、同条第二項を削る。」を「改める。」に改める。

第七條の改正規定を次のように改める。

第七條中「医務局に次長一人」の下に、「引揚療護局に次長二人」を加え、同条に次の一項を加える。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第八條の改正規定を削る。

第九條の改正規定中「加え、同条第二項を削る。」を「加える。」に、「二十一」を「二十」に改める。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、目次の改正規定(第二章第三節第一款に關する部分を除く)、第六條第一項の改正規定、第七條の改正規定前段、第十四條の次に一條を加える改正規定、第十五條の改正規定、第二十八條の改正規定、第二十九條第一項の表の改正規定後段、第三十條の改正規定後段、第三十條の次に三款を加える規定、第三章の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附則第三項中「この法律」を「前項の規定」に改める。

○中川幸平君 只今上程の厚生省設置法の一部を改正する法律案に對しまして、只今朗読されました修正案に賛成を、爾余の原案に賛成いたすものであります。

第七條の改正規定を次のように改める。

第七條中「医務局に次長一人」の下に、「引揚療護局に次長二人」を加え、同条に次の一項を加える。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第八條の改正規定を削る。

第九條の改正規定中「加え、同条第二項を削る。」を「加える。」に、「二十一」を「二十」に改める。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。但し、目次の改正規定(第二章第三節第一款に關する部分を除く)、第六條第一項の改正規定、第七條の改正規定前段、第十四條の次に一條を加える改正規定、第十五條の改正規定、第二十八條の改正規定、第二十九條第一項の表の改正規定後段、第三十條の改正規定後段、第三十條の次に三款を加える規定、第三章の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附則第三項中「この法律」を「前項の規定」に改める。

○中川幸平君 只今上程の厚生省設置法の一部を改正する法律案に對しまして、只今朗読されました修正案に賛成を、爾余の原案に賛成いたすものであります。

戦後膨脹に膨脹を来たしたところの行政機構を圧縮簡素化して事務の簡捷を図る。進んで公務員の整理をいたして国民の負担の軽減を図るということ。政府はこれら点について、種々

検討を加えて次々と立案されております。我々内閣委員会におきましても、常にその線に沿つて参つたのであります。が、殊に今期国会におきましては、委員長初め各委員のかたが、これら崇高な気持を以て高所からいろいろと検討を加えられ、毎日々々長時間に亘つていろいろと御審議を頂きました御苦勞に對して、与党の一員といたしまして、この機会に厚く御礼を申し上げる次第であります。併しながら党内の事情と申しますか、いろいろの観点から、我々の期待に違ふ点もあつたことを遺憾といたしておるのであります。先般も読売夕刊の中で行政機構改革という題の下に、そちらを切り、こちらに關して元のままという文句を見ました。これは政府は部制の廃止を称えておりながら部制が復活したと、政府の不信と参議院の内閣委員の不能を諷刺した一節であるかと思つたのであります。併しながら、いろいろ考えて見ますに、決してさようなところにあるのではないのであります。御承知のごとく部制を廃止しようというところは、三十人や五十人の部長の人員費を縮減する目的で決議をいたしましたのではないのであります。御承知のごとく官庁事務が常に滞滞を來たしている、これを何とか進捗させんけりやならん、それを何と成るべく段階を少なくせんけりやならんというところにあつたのであります。而してそういうものは局、課、外局には部、課として単純化するほうが事務の簡素化のために適當であらう、然るところ本年五月三十一日の期限を前にいたしましたして、いろいろと設置法

を見ますという、次長の復元が現われて参つたのであります。我々委員会といたしましては、この部を廃止することが官庁事務に非常に差支があるのではなからうか、これはむしろ部を或る程度認め、而ういたしまして、直接国民に關係のある他の検討をするのが適當でなからうかというところにあつたのであります。また上程はされおりましたが、国家行政組織法に今後設する場合には、省令でなく政令で定めなければならぬということにいたしました。当分認めて、それも成るべく少く、ただ我々は部を廃止せなければならぬということは官庁の事務の進捗を甚だ促進できないことに抗議をいたしましたのであります。決して、重ねて申しますが、三十人や五十人の部長の人員費を目標にいたしましたのではないということをはつきり政府に申し上げる次第であります。さようなことで我々はこの厚生省の部の新設についても賛成をいたしたいという考えで申上げた次第であります。(進行)と呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がないと認めますから、本案について採決をいたします。厚生省設置法の一部を改正する法律案、これに對しまして修正案が提出されておりました。この修正案を含めて修正議決すべきものと決定いたしました。賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。それでは本案は修正議決せられたものと認めます。





る法律案

- 鈴木 直人 中川 幸平
- 成瀬 橋治 岡田 信次
- 郡 祐一 横尾 龍
- 竹下 豊次 楠見 義男
- 江田 三郎 波多野 鼎
- 上條 愛一 栗栖 越夫
- 松原 一彦 三好 始

〔法務府設置法等の一部を改正する法律案〕

- 鈴木 直人 中川 幸平
- 岡田 信次 郡 祐一
- 横尾 龍 竹下 豊次
- 楠見 義男 栗栖 越夫
- 松原 一彦 三好 始

○委員長(河井彌八君) 速記を止めて……

○委員長(河井彌八君) 速記を始め…… 暫時休憩いたします。

午後三時四十六分休憩

午後八時十七分開会 ○委員長(河井彌八君) それでは引続いて内閣委員会を開会いたします。

自治庁設置法は一件の案が今できようとしておりますが、それができまじたらすぐに会議にかけたらと思っております。その前に一つお諮りすることがあるのであります。これだけはどうしてもおきめを願いたいと思っております。それは先刻決定いたしました行政管理局設置法の一部を修正する法律案に対する修正案、これはすでに可決せられたのであります。ところがよく調べて見ますと、少し正誤を必要とする点があります。これを一つ御承認を願いたい。ちよつと読んで見ます。

○専門員(杉田正三郎君) 「第三条を改正する規定のうち第三条の第二項、第二項、第三項、第四項及び第五項中「地方監察局」を「管区監察局」に改め、」というところを、監察局にしてそこで新たに第三項の表中「監察局」を「管区監察局」に改めという言葉だけをここに加えるわけでありませう。それが落ちたわけですか。

○委員長(河井彌八君) これはすでに決定せられたものではありますけれども、やはりどうしても必要なものではないかと、正誤としてこれを入れらることに御同意を願いたいと思っております。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではさように決めます。

○波多野 鼎君 議事進行について…… 先ほどからもうじき出る／＼と言つて待つてゐること、もうすでに三十分であります。なか／＼法制局のほうでも手が廻りかねておると思ふし、非常に疲れておると私は推測いたします。我々も疲れております。でありますから、今日はこの程度で散会させていただきます。今日はこの程度で散会させていただきます。

○委員長(河井彌八君) 波多野君のほうから同情ある動議をお出しになりましたが如何いたしますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり、笑聲〕 ○成瀬 橋治君 私もこれは事務のほうで急いで頂いて、又先の修正といったようなことになれば非常にお気の毒な備はやはり慎重にしておいたほうがいいと思ひますから、私のほうもそう事

務当局を責めるといふのは去でもないと思ひますから…… ○委員長(河井彌八君) 諸君のほうに御異議がなければ本日は散会いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕 ○委員長(河井彌八君) それでは本日は散会いたします。

午後八時二十一分散会 七月十二日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、農業改良局統計調査部の昇格に関する請願(第二八四七号)(第二八四八号)(第二八四九号)(第二八五〇号)(第二八五一号)(第二八五二号)(第二八五三号)(第二八五四号)(第二八五五号)(第二八五六号)(第二八五七号)
- 一、元軍人恩給復活に関する請願(第二八五三三号)(第二九〇〇号)(第二九〇一号)
- 一、元軍人軍属等の恩給復活に関する請願(第二八五四四号)(第二九一三三号)(第二九一八号)
- 一、元軍関係公務員の恩給復活に関する請願(第二八五五五号)(第二八五六六号)(第二八五七七号)
- 一、元軍関係者の恩給復活に関する請願(第二八五八八号)(第二八五九九号)(第二九〇五五号)
- 一、軍人遺家族等の恩給復活に関する請願(第二八六〇〇号)(第二九一二二号)
- 一、元軍人等の恩給復活に関する請願(第二九〇二二号)(第二九〇三三号)
- 一、元軍人軍属の恩給復活に関する請願(第二九一一号)

一、徳島漁業調整事務所設置に関する請願(第二九三一号)

一、農林統計機構改革反対に関する請願(第二九四五号)

一、人権擁護局存置に関する請願(第二九七九号)

一、北海道開港促進に関する請願(第二九八二号)

一、食糧行政機構存続等に関する陳情(第一二五二二号)

第二八四七号 昭和二十七年七月一日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 東京都世田谷区代田一ノ七七五 原準外六十名

紹介議員 竹下豊次君

農林省統計調査部を廃止して、監制度に切り換へることは、農林行政をまひ状態におとし、農林生産確保と農家経済に重大なる不安を醸成するから、統計調査部を局に昇格されたいとの請願。

第二八四六号 昭和二十七年七月一日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 福岡県門司市下馬寄市 菅ノロック住宅三八号 上田一寿方 村上利雄 外三百三十八名

第二八四七号 昭和二十七年七月一日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一一九 鹿児島統計調査事務所 内 井上律外二千三百名

紹介議員 島津忠彦君

この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八四八号 昭和二十七年七月一日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 宮崎県日南市大字平野 金丸政行外四百四名

紹介議員 竹下豊次君

この請願の趣旨は、第二八四五号と同じである。

第二八四九号 昭和二十七年七月一日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 鹿児島市薬師町四一五 田代秀男外二百三名

第二八五〇号 昭和二十七年七月一日受理

農業改良局統計調査部の昇格に関する請願

請願者 山口県玖珂郡深須村字 深川 林幸太郎外千四百五十三名

紹介議員 栗栖越夫君  
この請願の趣旨は、第二八四五号と同  
じである。

第二八五一号 昭和二十七年七月  
一日受理  
農業改良局統計調査部の昇格に関する  
請願

請願者 山口県徳山市大字下上  
井上正信外百四十一名  
紹介議員 竹下豊次君  
この請願の趣旨は、第二八四五号と同  
じである。

第二八五二号 昭和二十七年七月  
一日受理  
農業改良局統計調査部の昇格に関する  
請願(二通)

請願者 岩手県江刺郡田原村  
紺野一夫外二百九十九  
名  
紹介議員 千田 正君  
この請願の趣旨は、第二八四五号と同  
じである。

第二八九九号 昭和二十七年七月  
一日受理  
農業改良局統計調査部の昇格に関する  
請願

請願者 熊本市北水前寺町二九  
〇 宗村之俊外九百四  
十九名  
紹介議員 鈴木直人君  
この請願の趣旨は、第二八四五号と同  
じである。

第二九四六号 昭和二十七年七月  
三日受理  
農業改良局統計調査部の昇格に関する  
請願

請願者 岩手県盛岡市上家小路  
一三二 大川光夫外百  
四十九名  
紹介議員 小笠原三男君  
この請願の趣旨は、第二八四五号と同  
じである。

第二九四七号 昭和二十七年七月  
三日受理  
農業改良局統計調査部の昇格に関する  
請願(二通)

請願者 東京都港区芝新塚田町  
二二 農林省農業改良局  
統計調査部内 渡部朝  
義外五百十三名  
紹介議員 小林孝平君  
この請願の趣旨は、第二八四五号と同  
じである。

第二八五三三号 昭和二十七年七月  
一日受理  
元軍人恩給復活に関する請願

請願者 京都市右京区川島北裏  
町五一 乾泰治郎外五  
名  
紹介議員 渡多野林一君  
講和条約の発効を機会に元軍人に対す  
る恩給を復活せられたいとの請願。

第二九〇〇号 昭和二十七年七月  
一日受理  
元軍人恩給復活に関する請願

請願者 山口県防府市大字牟礼  
賀谷浪江外二十七名  
紹介議員 中川以良君  
この請願の趣旨は、第二八五三三号と同  
じである。

第二九〇一号 昭和二十七年七月  
一日受理  
元軍人恩給復活に関する請願

請願者 山口県大島郡和田村大  
字和田七三三 生田猛  
秀外十四名  
紹介議員 中川以良君  
この請願の趣旨は、第二八五三三号と同  
じである。

第二八五四号 昭和二十七年七月  
一日受理  
元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

請願者 鹿児島県伊佐郡菱刈町  
前目二、〇〇七 海江  
田ツヤ外百四十名  
紹介議員 宮城タマヨ君  
憲法ならびに国家公務員法によつても  
元軍人軍属およびその遺族は、一般公  
務員およびその遺族と比べて、不平  
等、不利益の地位に置かれる理由はな  
いのに、元軍人、軍属およびその遺族  
は国家から冷遇視され、その生活の窮  
状はその極に達しているから、平和条  
約の発効に伴い、すみやかに現在政府  
または国会が審議している増加恩給、  
傷い年金、扶助料等の一時的特例を解  
除し、現行恩給法の条項に則り恩給を  
給付せられるとともに、条約発効時機  
にさかのぼり支給せられるよう配慮せ  
られたいとの請願。

第二九一三三号 昭和二十七年七月  
三日受理  
元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡南犬飼  
村字拓生 小島時久外  
四百四十九名  
紹介議員 大島定吉君 植竹春彦  
元軍人軍属およびその遺族に関する恩  
給の復活に際しては、(一)現行文官と  
同等の倍率により支給すること、  
(二)恩給率は文武官を通じて行い、各  
種加算は全廃せぬこと、(三)恩給およ  
び扶助料の支給は平和発効の日より  
行ふこと、(四)恩給法による遺族扶助  
料、戦傷病者恩給と援護法による戦傷  
病者遺族等の給付と重複するときは昭  
和二十七年度に限りいずれかの高額に  
より支給し、昭和二十八年度よりは恩  
給法により行ふ等の措置を講ぜられ  
たいとの請願。

第二九七八号 昭和二十七年七月  
四日受理  
元軍人軍属等の恩給復活に関する請願

請願者 京都府舞鶴市字行水二  
六〇 立花一外七百十  
一名  
紹介議員 青山正一君  
元軍人軍属およびその遺族に関する恩  
給については、恩給法における元軍人  
軍属に対する恩給支給の趣旨を尊重  
し、その特異性を認めると同時に、他  
と差別的待遇をすることなく、恩給復  
元は講和発効日より施行するようす  
みやかに善処せられたいとの請願。

第二八五五号 昭和二十七年七月  
一日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 高根県周吉郡西郷町西  
町四五 村上留吉  
紹介議員 伊達源一郎君  
元軍関係公務員の恩給を、講和発効と  
ともに復活支給されると同時に、元軍  
人の恩給法による恩給年限に達してい

第二八五九号 昭和二十七年七月  
一日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 大分県速見郡大神村  
小石菅彦外五百五十六名  
紹介議員 一松定吉君  
昭和二十七年より軍関係者の恩給お  
よび扶助料を復元せられたいとの請  
願。

第二八五七号 昭和二十七年七月  
一日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 島根県瀬戸湯里村大  
字西田七五六 中西義  
春外十七名  
紹介議員 小籠彬君  
この請願の趣旨は、第二八五五号と同  
じである。

第二八五六号 昭和二十七年七月  
一日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願

請願者 島根県飯石郡三刀屋町  
大字三刀屋八八七 広  
田松蔵外二十二名  
紹介議員 小籠彬君  
この請願の趣旨は、第二八五五号と同  
じである。

未裁定者についてすみやかに裁定の  
上支給せられたいとの請願。

請願者 大分県宇佐郡柳ヶ浦町  
本多嘉一外五百五名

紹介議員 岩男仁藏君  
この請願の趣旨は、第二八五八号と同じである。

第二九九五号 昭和二十七年七月四日受理  
元軍関係者の恩給復活に関する請願  
請願者 福島県議会議長 蓮沼 龍輔

紹介議員 油井賢太郎君  
元軍関係公務員の恩給は、講和発効と共に復活支給されたいとの請願。

第二八六〇号 昭和二十七年七月一日受理  
元軍遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 兵庫県姫路市同心町七 小林吉二外八百九十九名

紹介議員 岩木哲夫君  
講和発効を機会に、現在停止または制限されている元軍遺家族、傷い軍人、軍人、軍属および同遺族等に対する、恩給を復活せられたいとの請願。

第二九一二号 昭和二十七年七月三日受理  
元軍遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 広島市南観音町四二〇ノ一 中川金吾外十四名

紹介議員 楠瀬常猪君  
この請願の趣旨は、第二八六〇号と同じである。

第二九〇二号 昭和二十七年七月一日受理  
元軍人等の恩給復活に関する請願  
請願者 山口県吉敷郡東波村 五三一 塩田春一外三十三名

紹介議員 中川以良君  
元軍人等の恩給復活に際しては、その支給は平和発効の翌月よりこれを行うとともに、文官同様の倍率により支給するよう措置せられたいとの請願。

第二九〇三号 昭和二十七年七月一日受理  
元軍人等の恩給復活に関する請願  
請願者 山口県吉敷郡仁保村 一、〇九七 御旗治介外二十二名

紹介議員 中川以良君  
この請願の趣旨は、第二九〇二号と同じである。

第二九一一号 昭和二十七年七月三日受理  
元軍人軍属の恩給復活に関する請願  
請願者 広島市牛田町南区三六 九 川村尚武外八名

紹介議員 楠瀬常猪君  
元軍人軍属の普通恩給(扶助料を含む)は講和発効後も「恩給法の特例に関する件」の措置に関する法律により一箇年停止されたが至急審議の上恩給権を復活するとともに、元軍人軍属であつて既に恩給権が発生して未裁定の者の恩給についても既成事実に基づく権利を確認しすみやかに恩給を支給せられたいとの請願。

紹介議員 永井純一郎君  
今回の行政機構改革案によれば、現在全国七箇所に設置されている水産駐在所が廃止され、改めて五箇所の漁業調整事務所が設置されることとなり、現在の徳島水産駐在所の管轄区域は、瀬戸内海、福岡両漁業調整事務所に分割管理されることになり、漁業調整および取締等に多大の支障を生ずることが明らかであるから、徳島水産駐在所を徳島漁業調整事務所として存置せられたいとの請願。

第二九四五号 昭和二十七年七月三日受理  
農林統計機構改革反対に関する請願  
請願者 愛知県宝飯郡一宮村 田中格一外四十九名

紹介議員 栗山良夫君  
わが国においては、明治初年から各種統計調査が実施されているが、資料の不整備、不完全から現実の正しい結果が得られていなかった。ことに農林省においては、農林水産の実態を把握しなければ、その行政が不能となるから、農林統計機構を縮小することなく、むしろ拡充強化せられたいとの請願。

第二九七九号 昭和二十七年七月四日受理  
人権擁護局存置に関する請願  
請願者 岩手県盛岡市菜園二三 佐藤邦雄

紹介議員 川村松助君  
人権擁護の現制度は「ポツダム宣言」に由来し、民主化の基調として創設されたものであるが、検察、警察、裁判

所、刑務所、税務所等において人権侵害事件の発生することが多く、その発生の類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたつているので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機構は弱体であるから、今回の行政機構改革に当り人権擁護局の存続とその拡充強化につき善処せられたいとの請願。

第二九八二号 昭和二十七年七月四日受理  
北海道開発促進に関する請願  
請願者 北海道札幌市役所内北海道市長会内 高田富与

紹介議員 堀末治君  
国立経済確立の途上にあるわが国において、国内過剰人口を収容する未開発国土開墾は根本的かつ緊急な対策であるから、この際特殊未開発寒冷地帯である北海道に対して、(一)未開発地開墾費の完全な増額による強力なる開墾の実施、(二)同地における企業者および一般住民に対する所得税の特別控除、(三)公共団体が行う開墾の援助等大胆率直な措置を執られたいとの請願。

第一二五二号 昭和二十七年七月三日受理  
食糧行政機構存続等に関する陳情(三通)  
陳情者 群馬県吾妻郡名久田村 大字赤坂二九七 小林 好次外二百六十八名

各都道府県には食糧事務所があり、郡市にはその支所、五百余の町村には、

その出張所が置かれているが、海外事情の制約を受けて三百五十万トンの海外食糧が買付困難となつていことおよび麦類の買取加工実施等に伴い、食糧行政の下部機構における業務はよくそう繁忙を極めていから、食糧行政機構の維持強化を図られたいとの陳情。

昭和二十七年十月十三日印刷  
昭和二十七年十月十四日発行  
参議院事務局  
印刷者 大蔵省印刷局